

平成30年度

# 七飯町教育行政方針

七飯町教育委員会

## I はじめに

平成30年第2回七飯町議会臨時会の開会にあたり、平成30年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

本年度も、教育行政の根本となる教育大綱（第2次七飯町教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。））に基づき事業を実施してまいります。

学校教育にあつては、児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働き甲斐のある学校」を目指し、学ぶ喜びを共感できる学校づくりを推進してまいります。

社会教育にあつては「生涯学習環境の創出と人材の育成」を基本に「町民がきずなで結ばれ 生きる力を育み ともに学ぶまち七飯」を目指し、その主役となる「人づくり」を念頭に進めてまいります。

一方、厳しい財政状況の中、子どもたちや町民への影響を配慮しながら、事務事業の見直しを行ってまいります。

## Ⅱ 教育基本方針

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

本年度は、3年目となる教育振興基本計画に基づき、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

## Ⅲ 平成30年度の主要施策

平成30年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

### 第1 開かれた教育行政の推進

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議と連携を図り、責任体制の明確化や教育委員会議の充実、公開、情報発信を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

### 第2 幼児教育の充実

社会環境の変化等に伴う幼児教育の多様な展開に対応するため

教職員の資質の向上を促進するとともに、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への一体性を確保する取組を推進し、幼児教育の向上を目指します。

### 第3 学校教育の充実

基礎学力の向上と児童生徒の健全育成、社会の変化に対応した教育や道徳教育の充実に努め、児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。

また、3年目となったコミュニティ・スクールの充実に努め、児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働き甲斐のある学校」を目指します。

#### (1) 学校経営の充実

学校評価等を生かし教育課題解決のため、校長のリーダーシップのもと、全教職員の創意が活かせる協働体制の確立に努めます。

七飯町教育研究所と連携し、サークル研究活動の推進や町内授業公開研究会の開催、各種研修への積極的な参加等により教職員の資質向上に努めます。

教職員の健康管理、児童生徒と向き合う時間の確保のため、学校における働き方改革を推進します。改革を実効性のあるものとするため、時間外縮減や地域活動等に伴う負担軽減など具体的な方針を策定します。この一環として8月13日から15日までの

3日間を学校閉庁日とします。

## (2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実

各学校の重点目標達成に向けた教育課程の確実な実施と、習熟度に応じたきめ細かな学習指導等を行うため、本年度も学習支援員を活用し、全ての児童生徒の基礎・基本の確実な定着と活用する力を育てます。

本年度から新学習指導要領の移行期間となります。小学校5、6年生の英語の教科化、3、4年生の外国語活動の導入に向け準備を進めます。

また、学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠です。引き続き各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

## (3) 道徳教育の充実

命を大切にすする心や規範意識を重視し、いじめをなくし実社会や実生活との関わりを大切に「心の教育」の充実を図ります。

思いやりの心を育むよう地域人材講師の活用、体験やボランティア活動、福祉施設の訪問などを推進します。

## (4) いじめ対策の充実

「いじめ」は絶対に許されないことです。一方、学校に携わるすべての関係者が、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るもの」であるという意識を常に持ち続けることも大切です。

す。このことが、いじめの未然防止や早期発見につながります。

万が一いじめが発生した時には、いじめを受けた児童生徒の保護に万全を期すとともに、いじめをした児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめられた児童生徒の立場に立った解決を図ります。

本年度も7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

本年2月に改定となった北海道いじめ防止基本方針を受け、来年2月に見直しの時期を迎える「七飯町いじめ防止基本方針」の改定を進めます。

#### (5) 生徒指導の充実

不登校対策等については、七飯町適応指導教室「レインボー」を大中山コモンから鶴野地域センター(旧鶴野小学校)へ移転し、一層の充実を図ります。また、各中学校に配置しているスクールカウンセラーなどを通して、不登校やいじめ問題の解消を図る総合的な心のサポート推進事業を実施します。

校外生活における児童生徒の安全安心の確保のため、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期的な巡回と、公用車での青色回転灯の使用、子ども110番の家の拡充に努めます。

#### (6) 学校体育と学校保健指導の充実

七飯町の児童生徒は、体力・運動能力が小学校で全国平均より

高く、中学校が低い傾向にあります。生活習慣の改善とあわせて、学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康管理に努めます。

#### (7) 特別支援教育の充実

特別支援教育支援員を引き続き各学校に配置し、特別支援教育の充実を図ります。また、幼稚園等・小学校・中学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会を開催し、適正就学のための相談・指導の充実を図ります。

#### (8) 環境教育の充実

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

#### (9) 国際理解教育の充実

国際社会の一員として活躍し、信頼される人材を育成するため、英語の巡回指導教員を配置し、チームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

また、小中高等学校の教職員で組織する「七飯町小中高英語教育連携協議会」活動の活性化を図り、英語の教科化に向けた小学校教育の充実を目指します。

## (10) 防災・安全対策の充実

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに取り組みます。「事件・事故対応マニュアル」、「災害対応マニュアル」や「不審者対応マニュアル」などに基づき、実践的な防災・安全対策を推進します。

さらに、地域における見守り活動や子ども110番の家、不審者情報ネットワーク等の活用や、コミュニティ・スクールの特性を活かし、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を図ります。

## (11) 食育の推進

栄養教諭による専門性を活かした食の指導により、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、計画的な食育を推進します。食育の生きた教材になる「安全でおいしい学校給食」を提供するため、地元産食材の利用促進を図る「七飯産の日」を拡大します。

近年の原材料費等の高騰により、給食費会計は厳しさを増しています。併せて平成31年には消費税も引上げとなることから、来年度から給食費を値上げします。その値上額については、給食センター運営委員会で検討します。

また、多子世帯の子育てを支援するため、給食費を第2子半額、第3子以降無料とします。

## (12) 教育環境の整備・充実

### ① 学校規模の適正化



大沼地区では児童生徒数の減少により教育活動に支障が生じています。学校の統廃合や義務教育学校の設置等あらゆる可能性を検討し、児童生徒にとって望ましい教育環境を実現する取組を推進します。

## ② 学校備品の整備・充実

学校図書や教材備品、情報教育に必要な情報機器の整備などを計画的に推進します。学校図書の購入にあっては、児童生徒の読書意欲が向上する取組を推進します。

## ③ 奨学金の利用促進

進学の見込みと能力がありながら、家庭の経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な学生生徒に対する奨学金の利用促進を図り、将来を担う有能な人材の育成に努めます。

## ④ 就学援助費の見直し等

円滑な入学準備が図られるよう、平成31年度新入学生より新入学児童生徒学用品費の支給日を前年度3月上旬とします。

また、生活保護費の見直し等により就学援助への影響が懸念されることから、この認定基準を見直します。

## ⑤ 校長教頭住宅の民間住宅借上げ

老朽化した小中学校の校長・教頭住宅は、校区内の民間住宅の借上等による方法に改め、順次居住環境の改善を図ります。

#### ⑥ 対外競技に係る補助金の見直し

児童生徒の中体連等の対外競技に係る補助金について、その基準の見直しを行います。

### 第4 生涯学習の推進

七飯町が、活力に満ちた町として発展するためには、個性豊かで創造力に富んだ人材を育成し、生涯を通じて生きる喜びが実感できる生涯学習社会の構築が重要です。

第3次七飯町社会教育中期計画（平成28～32年度）に基づき、引き続き町民一人ひとりが地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立します。

子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。併せて、郷土の発展に欠かせない文化意識の高揚と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

#### （1）社会教育施設等の利用促進

生涯学習、地域づくりの拠点として、七飯町歴史館や各地区公民館が連携し、文化祭、老人大学、公民館講座、サークル活動の実施や図書資料の活用など、多様な学習機会の提供を図り、生涯学習機能の充実と行政サービスの向上を目指します。

老朽化が目立つ社会教育施設については、利用者の安全を確保

する上からも計画的な整備を図ります。

また、地域コミュニティの中心的役割を果たしている地域会館の備品について、高齢化に伴い椅子やテーブルを必要とする町民も増えてきたことから、必要に応じて整備を図ります。

## (2) 青少年の健全育成

七飯町が、力強く発展していくためには青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、郷土を愛し明日の七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、放課後子ども教室や子ども会活動、PTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための宿泊体験、文化体験など青少年育成事業を推進します。

## (3) 家庭と地域の教育力の向上

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける上で大変重要な役割を果たします。

また、子どもの学力や体力を向上させるうえでも、規則正しい生活習慣は不可欠です。全国学力・学習状況調査結果をもとに本年度も地域説明会を開催し、学校と家庭、地域が連携し基本的な生活習慣の定着化を図り、子どもの健全育成を目指します。

大沼地区では、規則正しい生活習慣を習得するためのモデル事

業として、「通学合宿」を実施します。

#### (4) 芸術・文化の振興

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種芸術文化団体等への支援を通じて創作活動を奨励します。その発表の場として「パイオニアフェスティバル」、「吹奏楽祭」などを継続開催します。

また、芸術文化活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。

#### (5) 文化財の保護・管理の推進

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展、講演会、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

#### (6) 生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進

めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

町民が対外競技に参加する場合の補助金について、その基準の見直しを行います。

#### IV おわりに

以上、平成30年度の教育行政方針について申し上げました。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造性で、子どもたちが健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人ひとりが健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみスポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、新年度の教育行政方針といたします。